

特別児童扶養手当 再認定の注意事項

○再認定について

- ・ 証書に記載されている対象児童（障がいのある児童）の有機認定期限が到来する場合に提出してください。
- ・ 有機認定期限が近づいた方には、市役所からお知らせを発送しています。

○提出書類

1. 特別児童扶養手当障害状況届
2. 対象児童の障がいの状態を明らかにする書類（次のいずれか1つ）
 - ①特別児童扶養手当認定診断書（作成日が申請日の当月 or 前月のもの）
 - ②療育手帳Aの写し
 - ・ 次期判定年月までに10歳未満 → 判定日から2年以内
 - ・ 次期判定年月までに10歳以上 → 判定日から3年以内
 - ③身体障害者手帳の写し（一部の障がい・等級のみ）
（診断書が省略できるものについては下記に記載します）
3. 交付済みの手当証書（市に返却をお願いします）

○診断書が省略できる身体障害者手帳の障害名・等級

障害名	等級
視覚障害	3級以上
聴覚障害	3級以上
平衡機能障害	3級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3級
肢体不自由（上肢）	3級以上
肢体不自由（下肢）	4級（の一部）以上
肢体不自由（体幹）	3級以上
脳原生運動機能障害	3級以上